平成２２年（フ）第４１０１号
札幌市白石区本通17丁目南２番６号　ノースランドパートⅡ―205号
債務者　進藤　　茜（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００号
札幌市手稲区前田７条10丁目６番15号　シャトレーインマエダ202号
債務者　辻村　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１号
札幌市東区北丘珠３条１丁目12番16号　コーポ上原５号
債務者　西村えり子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５号
札幌市北区篠路２条８丁目１番12号　パルテール篠路301号
債務者　白井　智広
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
札幌市白石区栄通18丁目７番12号
債務者　近野　早苗
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番８号　コーポリラ102号
債務者　芹田由香里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番５号　ニューロードイン北郷103号
債務者　沢田石ひとみ（旧姓中山・佐藤）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８号
札幌市白石区北郷２条12丁目６番３―102号
債務者　葛西　　忍（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番２―105号
債務者　藤村小百合
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７５号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番29―２号　アーバンポート103号
債務者　鈴木　聖子（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０８号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番８号　コーポリラ102号
債務者　芹田　静枝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１２号
札幌市東区北47条東２丁目３番２号　セゾン麻生Ａ―103号、住民票上の住所北海道岩見沢市緑が丘２丁目78番地
債務者　高橋　菊美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２０号
札幌市東区北12条東11丁目２番７号　リゾルテN12―406号
債務者　江原　道子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
群馬県高崎市下小鳥町31番地７　トリコスクウェア102号
債務者　土谷　幸浩
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３５号
群馬県高崎市下小鳥町31番地７　トリコスクウェア102号
債務者　土谷由美子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０号
千葉県東金市広瀬493番地４　プリマベーラ102
債務者　元松まり子（旧姓田中・西田）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係